

岩倉市週休2日工事实施要領

岩倉市完全週休2日制・週休2日制工事实施要領（平成30年10月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要領は、地域の守り手である建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境改善、将来の担い手の確保に向けた取組の一つとして実施する週休2日工事に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 休工 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (2) 祝日 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- (3) 工事完了日 しゅん工届提出日をいう。

（対象工事等）

第3条 週休2日工事の対象は、次に掲げる工事とする。

- (1) 現場条件等によって工期延期が生じかねない不確定要素が少なく、週休2日の確保が可能な工事であって、発注者が指定するもの（以下「発注者指定方式」という。）
 - (2) 受注者が、工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む工事（以下「受注者希望方式」という。）
- 2 発注者指定方式は、次の各号のいずれにも該当する工事を指定するものとする。ただし、発注者が週休2日工事に適さないと判断した工事は、対象としない。
- (1) 予定価格が1,000万円を超える工事
 - (2) 第5条に規定する対象期間がおおむね4週間以上の工事
 - (3) 工程が現場条件に大きく制約されない工事
 - (4) 緊急性がない工事
- 3 受注者希望方式は、発注者指定方式以外の全ての工事のうち、第5条に規定する対象期間がおおむね4週間以上のものを対象とする。ただし、

発注者が週休 2 日工事に適さないと判断した工事は、対象としない。

(週休 2 日工事の形式)

第 4 条 週休 2 日工事の形式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

なお、雨天等による振替休工は、完全週休 2 日における休工とは認めず、休工率（休工日数を次条に規定する対象期間の日数で除して得た率をいう。以下同じ。）の算出における休工には含めるものとする。

(1) 完全週休 2 日 次条に規定する対象期間内において、土曜日、日曜日及び祝日を基本の休工対象日とすることをいう。ただし、地元条件等により、土曜日又は日曜日に作業を行い、同一週（土曜日の場合はその前の月曜日から金曜日まで、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日まで）で振替休工を取得した場合は、休工と認めるものとする。

(2) 月単位の週休 2 日 次条に規定する対象期間内の全ての月において、休工率が 28.5 パーセント（4 週 8 休）以上であることをいう。

(3) 通期の週休 2 日 次条に規定する対象期間内において休工率が 28.5 パーセント（4 週 8 休）以上であることをいう。

(対象期間)

第 5 条 対象期間は、契約締結日の翌日（岩倉市建設工事余裕期間制度（フレックス方式）試行要領（令和 5 年 1 月 1 日施行）に基づくフレックス方式を適用する場合は、工事の始期）から工事完了日までのうち、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）を除いた期間とする。

(1) 準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置及び測量を行う場合は、この期間に含む。）

(2) 後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完了日までの期間）

(3) 夏季休暇（3 日間）

(4) 年末年始休暇（6 日間）

(5) 工場製作のみの期間

(6) 工事全体を一時中止している期間

(7) 発注者が対象外とする作業を実施する期間（施工条件や地元条件、災害対応等受注者の責によらず週 6 日以上現場作業を余儀なくされる期間）

(週休 2 日の取得に要する費用の計上)

第 6 条 週休 2 日工事の取組を推進するため、休工状況に応じて、次によ

り経費の補正を行うものとする。ただし、現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量、調査、設計等外注が想定される業務については、補正の対象としない。

(1) 週休2日工事のうち、公共建築工事費積算基準を適用する工事を除く工事については、次により補正を行うものとする。

ア 次の表に掲げる休工状況の適用区分に応じ、それぞれの経費に次に掲げる補正係数を乗じるものとする。

補正係数表

休工状況の 適用区分	月単位の週休2日 (4週8休以上)	通期の週休2日 (4週8休以上)	通期の週休2日未満 (補正なし)
労務費	1.04	1.02	1.00
機械経費(賃料)	1.02	1.02	1.00
共通仮設費率	1.03	1.02	1.00
現場管理費率	1.05	1.03	1.00

イ 土木工事市場単価の補正対象及び補正係数は別表第1により、土木工事標準単価の補正対象及び補正係数は別表第2により、下水道工事市場単価の補正対象及び補正係数は別表第3によるものとする。

ウ 補正方法等は、次の(ア)及び(イ)に掲げる区分に応じ、それぞれ(ア)及び(イ)に定めるとおりとする。

(ア) 発注者指定方式 当初設計から月単位の週休2日(4週8休以上)の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じ、休工状況を確認後、最終変更設計時に休工状況の適用区分に応じて各経費を補正し、変更契約するものとする。

(イ) 受注者希望方式 休工状況を確認後、最終変更設計時に休工状況の適用区分に応じて各経費を補正し、変更契約するものとする。

(2) 週休2日工事のうち、公共建築工事費積算基準を適用する工事については、次により補正を行うものとする。

ア 次に掲げる休工状況の適用区分に応じ、労務費(予定価格の基となる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載

価格（材工単価）の労務費をいう。）に次に掲げる補正係数を乗じるものとする。

(ア) 月単位の週休２日（４週８休以上） １．０４

(イ) 通期の週休２日（４週８休以上） １．０２

(ウ) 通期の週休２日未満（補正なし） １．００

イ 補正方法等は、次の(ア)及び(イ)に掲げる区分に応じ、それぞれ(ア)及び(イ)に定めるとおりとする。

(ア) 発注者指定方式 当初設計から月単位の週休２日（４週８休以上）の達成を前提とした補正係数を労務費に乘じ、休工状況を確認後、最終変更設計時に休工状況の適用区分に応じて労務費を補正し、変更契約するものとする。

(イ) 受注者希望方式 休工状況を確認後、最終変更設計時に休工状況の適用区分に応じて労務費を補正し、変更契約するものとする。

（取組内容）

第７条 週休２日工事の取組内容は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 発注者指定方式 次に定めるとおりとする。

ア 発注者は、特記仕様書において、対象工事である旨の明示をするものとする。

イ 発注者は、原則として工事名の末尾に「(週休２日)」を追記するものとする。

ウ 受注者は、当初施工計画書（工場製作を伴う場合は、現場施工計画書）に、休工予定日及び非対象期間が分かる休工取得計画表を添付し提出するものとする。

エ 受注者は、毎月５日までに、工事打合簿により休工日及び非対象期間を明示した実施結果を提出するものとし、監督職員は、これを確認するものとする。

オ 受注者は、月単位の週休２日又は通期の週休２日が達成できないことが判明した場合は、速やかに監督職員に報告するものとする。

カ 発注者が週休２日工事に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

キ 受注者は、通期の週休２日が達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策をしゅん工検査日までに発注者に報告するものと

する。ただし、受注者の責によらず達成できなかった場合は、この限りでない。

(2) 受注者希望方式 次に定めるとおりとする。

ア 受注者は、当初施工計画書（工場製作を伴う場合は、現場施工計画書）に、休工予定日及び非対象期間が分かる休工取得計画表を添付し提出するものとする。

イ 受注者は、毎月５日までに、工事打合簿により休工日及び非対象期間を明示した実施結果を提出するものとし、監督職員は、これを確認するものとする。

ウ 発注者が週休２日工事に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

（工事成績評定）

第８条 工事成績評定については、完全週休２日、月単位の週休２日又は通期の週休２日が達成された場合、工事成績評定表の「６．社会性等 Ｉ．地域への貢献等 その他」の項目において評価するものとする。

２ 提出された工程表や施工計画書が完全週休２日、月単位の週休２日又は通期の週休２日の取得を前提にしていないなど、明らかに受注者に週休２日工事に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定表の「７．法令遵守等 ８．その他」の項目において、２点減点するものとする。

（取組証の発行）

第９条 前条第１項の規定により工事成績評定において評価した場合は、発注者は、工事目的物の引渡し後、速やかに受注者に対して週休２日工事取組証（別記様式）を発行するものとする。ただし、最終契約金額が１，０００万円未満の工事については、工事成績評定において評価した場合でも、週休２日工事取組証は、発行しないものとする。

（雑則）

第１０条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

土木工事市場単価の補正対象及び補正係数

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01
	撤去・移設	1.02	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01
グレーピング工		1.00	1.01

軟弱地盤処理工		1.01	1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01

別表第 2（第 6 条関係）

土木工事標準単価の補正対象及び補正係数

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		通期	月単位
区画線工		1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03
	人力	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04
排水構造物工		1.02	1.04
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04
表面被覆工 （コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
防草シート設置工		1.01	1.03
紫外線硬化型 F R P シート設置工 （ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
仮設防護柵設置工 （仮設ガードレール）		1.02	1.04

機械式継手工		1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
F R P 製格子状パネル設置工		1.00	1.00
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管) 設置工		1.02	1.03

別表第 3（第 6 条関係）

下水道工事市場単価の補正対象及び補正係数

名 称	規 格 ・ 仕 様	補正係数	
		現場閉所	
		通 期	月 単 位
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02
砂基礎工	人力施工	1.02	1.04
	機械施工	1.02	1.04
碎石基礎工	人力施工	1.02	1.04
	機械施工	1.02	1.04
組立マンホール設置工		1.02	1.03
小型マンホール工		1.00	1.01
取付管及びます設置工	ます設置工	1.00	1.01
	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.02

別記様式（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

受注者 名 称
代表者 様

岩倉市長

週休 2 日工事取組証

工 事 名		
最 終 契 約 金 額	金	円
し ゅ ん 工 年 月 日	年	月 日
本 工 事 の 業 種		
週 休 2 日 の 形 式		完全週休 2 日工事
		月単位の週休 2 日工事
		通期の週休 2 日工事